

## 国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程

平成16年度九大会規第12号

制定：平成16年 4月 1日

最終改正：令和 4年 3月31日

(令和3年度九大会規第4号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(正規学生の授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学における正規学生の授業料、入学料及び検定料の額は、別表第1のとおりとする。

2 本学に在学する者のうち、別に定めるところにより、当該修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。ただし、入学以後に長期履修学生となる者から徴収する授業料の年額は、前項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から長期履修開始前の期間に係る授業料の総額を控除した額を長期履修学生として在学する期間から長期履修開始前に在学した期間を控除した期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 第1項に規定する区分の学部並びに大学院の学府及び法科大学院において、出願書類等による選抜（以下「第1段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる学部等の区分に応じ、第1段階選抜にあつては同表の中欄に掲げる額を、第2段階選抜にあつては同表の右欄に掲げる額とする。

4 第1項に規定する区分の学部への転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額並びに大学院の学府及び法科大学院への転学、再入学及び一貫制博士課程を置く学府への編入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第3-1のとおりとする。ただし、第1段階選抜及び第2段階選抜を行う場合の検定料の額は、別表第3-2のとおりとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる学部の学士課程に係る検定料（日本国籍を有しない外国人留学生に係る検定料に限る。）は、別に定める。

(1) 共創学部（別に定める選抜試験に限る。）

(2) 工学部（国際コース（英語による授業等により単位取得可能な教育課程をいう。以下同じ。）に係る選抜試験に限る。）

(3) 農学部（国際コースのうち別に定める選抜試験に限る。）

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「学部通則」という。）第40条第1項本文及び九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第43条第1項本文の規定に基づき、前期及び後期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を学部通則第40条第1項及び大学院通則第43条第1項に規定する納期までに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の後期に係る授業料については、前期に係る授業料を徴収したときから後期に係る授業料の徴収時期までの間に学生の申出があつたときは、当該申出時に徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学の許可前に徴収するものとする。

(入学の時期が4月又は10月以外の場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が4月又は10月以外の場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「月割計算額」という。)に入学した日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において復学、転入学(大学院にあっては転学)、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、月割計算額に復学等の日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、月割計算額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の在学期間に係る授業料については5月(4月に卒業又は修了する者にあつては4月)までに、後期の在学期間に係る授業料については11月(10月に卒業又は修了する者にあつては10月)までに徴収するものとする。

(退学及び除籍の場合における授業料)

第7条 前期の途中で退学又は除籍する者から徴収する授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、授業料の年額の2分の1に相当する額とし、後期中途において退学又は除籍する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付しないことにより除籍となるときは、当該学生に係る未納の授業料を免除する。

3 第1項の規定にかかわらず、死亡又は行方不明のため除籍したときは、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者について、退学を許可した場合若しくは退学を命じた場合又は除籍した場合(授業料を納付しないこと又は死亡若しくは行方不明により除籍した場合を除く。)は、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第156号。以下「授業料免除等規程」という。)第15条第2項に定めるところによる。

(休学の場合における授業料)

第7条の2 前期又は後期の開始前までの申請に基づき休学を許可した場合は、月割計算額に休学を開始する日の属する月(以下「休学開始月」という。)の翌月(休学を開始する日が月の初日のときは休学開始月)から復学する日の属する月(以下「復学月」という。)の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

2 前期に開始する休学にあつては4月、後期に開始する休学にあつては10月の申請に基づき休学を許可した場合は、月割計算額に休学開始月の翌月(休学を開始する日が4月及び10月を除く月の初日のときは休学開始月)から復学月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

3 前期に開始する休学にあつては5月、後期に開始する休学にあつては11月以降の申請に基づき休学を許可した場合は、休学を開始する日の属する期の授業料を徴収し、当該休学が前期から後期にまたがる場合は、前期の授業料は徴収し、後期は月割計算額に10月から復学月の前月までの月数を乗じて得た額を免除する。

4 前2項の規定にかかわらず、入学日の申請に基づき当該入学日からの休学を許可した場合は、休学開始月から復学月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

5 第1項から第3項の規定にかかわらず、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者について休学を許可した場合は、授業料免除等規程第15条第1項に定めるところによる。

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた月割計算額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の在学期間に係る授業料については5月(4月に卒業又は修了する者にあつては4月)までに、後期の在学期間に係る授業料については11月(10月に卒業又は修了する者にあつては10月)までに徴収するものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする

(入学料の徴収方法)

第9条 入学料は、入学の許可前に徴収するものとする。ただし、入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予に係る申請が行われた場合は、この限りでない。

(検定料の徴収方法)

第10条 検定料は、入学、転入学(大学院にあつては転学)、編入学又は再入学(以下「入学等」という。)の出願(第2条第3項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。

(授業料等の返還)

第10条の2 既納の授業料、入学料及び検定料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 第3条第2項及び第3項により授業料を納付した者が9月30日までに休学又は退学した場合後期授業料相当額
- (2) 第3条第4項により授業料を納付した者(総合型選抜に合格して入学手続を行った者を除く。)が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
- (3) 第2条第3項、第4項及び前条の規定により検定料を納付した者が第1段階選抜で不合格となった場合 別表第2及び別表第3-2の右欄に掲げる当該検定料相当額
- (4) 前条の規定により検定料を納付した者が学部に係る一般選抜において、その出願受付後に出願無資格者であることが判明した場合 別表第2の学部の項右欄に掲げる検定料相当額
- (5) 前条の規定により検定料を納付した者が出願書類等を提出しなかった場合又は出願書類等を受理できなかった場合 当該検定料相当額
- (6) 九州大学における入学料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第157号。以下「入学料免除等規程」という。)第7条第2項に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる入学料を納付していた場合 許可された入学料の免除額
- (7) 授業料免除等規程第6条第2項に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる授業料を納付していた場合 許可された授業料の免除額

(寄宿料等の額及び徴収方法)

第11条 寄宿料及び共益費の額は、別表第4のとおりとする。

2 寄宿料及び共益費は、学生寄宿舎に入居した日の属する月から退居する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、ドミトリー及び福岡市国際会館については、月の初日以外の日を入居許可日とした場合は日割り計算で算出した額(算出額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄

宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(科目等履修生等の授業料、入学料及び検定料の額)

第12条 本学における科目等履修生等の授業料、入学料及び検定料の額は、別表第5のとおりとする。

(科目等履修生等の検定料の徴収方法)

第13条 科目等履修生等(特別聴講学生、特別研究学生及び外国政府派遣研究留学生である日本語研修生を除く。)の検定料は、入学又は授業科目の履修若しくは聴講の出願を受理するときに、徴収するものとする。

(科目等履修生等の入学料の徴収方法)

第14条 科目等履修生等(特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)の入学料は、入学又は授業科目の履修若しくは聴講の許可前に徴収するものとする。

(科目等履修生等の授業料の徴収方法)

第15条 科目等履修生及び聴講生の授業料は、授業科目の履修又は聴講の許可前に、徴収するものとする。

2 専修生、特別研究学生、研究生、日本語研修生及び日本語・日本文化研修生の授業料は、前期及び後期ごとに、6月分を徴収するものとする。ただし、在学予定期間が6月未満のときは、在学予定期間分を徴収するものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、特別研究学生にあっては、他の大学院又は研究所等との協議によるもので総長が認めたものについては不徴収とすることができる。

4 第2項の授業料は、入学の日から20日を期限として徴収するものとし、その後は、同項に定める各期の当初の月の1日から20日を期限として、徴収するものとする。

5 特別聴講学生の授業料は、本学の授業科目の履修の許可前に、徴収しなければならない。ただし、本学が他の大学又は他の大学院と締結する大学間相互単位互換協定(部局間交流協定及びこれに準ずるものを含む。)によるもので、総長が認めたものについては不徴収とすることができる。

第15条の2 第13条及び第14条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請の許可にあっては、当該許可時にかかる検定料及び入学料を不徴収とする。

(1) 科目等履修生が履修期間終了後、継続して授業科目を履修するために行う申請

(2) 聴講生が聴講期間終了後、継続して授業科目を聴講するために行う申請

(外国の大学と締結する大学間交流協定等に基づく授業料等の不徴収)

第16条 第10条及び第13条から第15条第2項まで並びに第15条第5項本文の規定にかかわらず、本学が外国の大学又は大学院と締結する大学間交流協定、部局間交流協定及びこれらに準ずるものに基づき正規学生、専修生、特別研究学生、研究生、特別聴講学生又は聴講生等として入学等又は聴講を許可する外国の大学の学生のうち総長、学部長又は学府長等が認めたものについては、授業料、入学料又は検定料は不徴収とする。

2 第3条から第6条まで、第7条の2第2項、第8条から第10条まで、第13条及び第14条並びに第15条第2項及び第4項の規定にかかわらず、外国の政府からの派遣等により正規学生、研究生又は特別研究学生として入学等又は受入を許可する者のうち、総長が別に定めるものについては、授業料、入学料又は検定料は不徴収とする。

(外部資金により運営経費が賄われる授業科目の履修に係る授業料等の不徴収)

第16条の2 第13条から第15条第1項本文までの規定にかかわらず、外部資金により運営経費が賄われる授業科目を科目等履修生として履修する者のうち、総長が適当であると認めたものは、当該履修に係る科目等履修生の授業料、入学料又は検定料を不徴収とすることができる。

(本学の卒業生及び修了生が聴講生となる場合の入学料の不徴収)

第16条の3 第14条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、聴講に係る入学料を不徴収とすることができる。

(1) 本学（統合前の九州芸術工科大学を含む。）を卒業し、又は修了（博士後期課程における単位修得後退学を含む。）した者が、正規学生として在学していた課程と同等の学位を授与する課程に聴講生として入学する場合

(2) 前号に掲げる場合に準ずるものとして、総長が特に認めた場合

（大学間交流協定等に基づき他の国立大学の大学院から転学する場合の入学料等の不徴収）

第16条の4 第9条及び第10条の規定にかかわらず、相互に検定料及び入学料を不徴収とする大学間交流協定、部局間交流協定及びこれらに準ずるものに基づき、他の国立大学法人の大学院から本学の大学院への転学を許可する者のうち、総長又は学府長が認めたものについては、入学料及び検定料を不徴収とする。

（高等専門学校との協定に基づき実施する連携教育プログラムを履修する学生の授業料等の不徴収）

第16条の5 第3条から第6条まで、第7条の2第3項及び第8条から第10条までの規定にかかわらず、高等専門学校との協定に基づき実施する連携教育プログラムを履修する学生の授業料、入学料及び検定料については、当該協定に定めるところにより、その一部を不徴収とする。

（学位論文審査手数料の額及び徴収方法）

第17条 学位論文の審査手数料は、別表第6のとおりとし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

（総長の承認を要する費用の額及び徴収方法）

第18条 この規程に規定するもののほか、診療料、検査料、手数料その他の本学における費用に関しては、総長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の年度において入学した者及びその者が属することとなる年次に平成10年度以降に編入学した者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。

区 分	入 学 年 度	授 業 料
学部 大学院の学府	平成6年度	年額 円 411,600
	平成7年度	447,600
	平成8年度	447,600
	平成9年度	469,200
	平成10年度	469,200

3 この規程施行前において、従前の例により行なわれた総長の承認は、この規程第18条により行なわれた承認とみなす。

附 則（平成16年度九大会規第17号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大会規第18号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大会規第8号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大会規第10号）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大会規第11号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大会規第21号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大会規第7号）

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の九州大学における授業料その他の費用に関する規程第16条の2の規定は、平成20年度に本学に入学する者から適用する。

附 則（平成20年度九大会規第16号）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程第15条の2の規定は、平成21年度の科目等履修生に係る入学の許可及び聴講生に係る聴講の許可から適用する。

附 則（平成21年度九大会規第2号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大会規第4号）

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成21年度九大会規第17号）

この規程は、平成22年1月5日から施行する。

附 則（平成21年度九大会規第26号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大会規第22号）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大会規第2号）

この規程は、平成24年8月31日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第4中の福岡国際交流会館に係る規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年度九大会規第18号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大会規第4号）

この規程は、平成25年7月31日から施行する。

附 則（平成26年度九大会規第2号）

この規程は、平成26年9月24日から施行する。ただし、別表第4（3）にドミトリー3及び伊都協奏館の項を加える改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大会規第4号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大会規第14号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大会規第14号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大会規第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大会規第11号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第12号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和２年度九大会規第２号）

この規程は、令和２年６月２３日から施行する。

附 則（令和２年度九大会規第７号）

- 1 この規程は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第４のドミトリー３に係る規定については、令和２年３月３１日に博士課程教育リーディングプログラムの学生として在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第４の井尻国際交流会館の寄宿料に係る規定は、令和３年１０月１日から施行し、同日以降に入居を開始する者から適用する。

附 則（令和３年度九大会規第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 円 535,800	円 282,000	円 17,000
大学院の学府	535,800	282,000	30,000
法科大学院	804,000	282,000	30,000

別表第2（第2条第3項関係）

区 分	第1段階選抜	第2段階選抜
学部	円 4,000	円 13,000
大学院の学府	7,000	23,000
法科大学院		

別表第3-1（第2条第4項関係）

区 分	検 定 料
学部	円 30,000
大学院の学府	
法科大学院	
大学院の一貫制博士課程を置く学府	



別表第3-2 (第2条第4項関係)

区 分	第1段階選抜	第2段階選抜
学部	円	円
大学院の学府	7,000	23,000
法科大学院		
大学院の一貫制博士課程を置く学府		

別表第4 (第11条関係)

- (1) 井尻寮にあつては、寄宿料月額4,700円とする。  
(2) ドミトリーにあつては、次の表のとおりとする。

寄宿舎名	区 分	寄宿料 (月額・円/共益費込み)
ドミトリー1	単身用	23,000
ドミトリー2 (外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。)	単身用 世帯用	30,000 60,000
ドミトリー3 (九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程 (平成19年度九大規程第11号) 別表第1に規定する拠点の宿泊に供する施設として区分する居室を除く。)	単身用 (シェア型)	入居者1人当たり 14,500
伊都協奏館 (外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。)	単身用 世帯用	21,000 43,000

(3) 国際交流会館にあつては、次の表のとおりとする。

名 称	寄宿料 (月額・円)
井尻国際交流会館	25,000
馬出国際交流会館	25,000
福岡市国際会館	24,700
セトルインターナショナル	37,000

別表第5 (第12条関係)

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
科目等履修生	1単位 円 14,800	円 28,200	円 9,800
聴講生			
専修生	月額 29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	—	—
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別研究学生	月額 29,700	—	—
日本語研修生	月額 29,700	84,600	9,800
日本語・日本文化研修生			

別表第6 (第17条関係)

学位論文審査手数料
1件 円 57,000